

## 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、アイエヌジー生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル

**0120-521-513**

[受付時間] 9:00～17:00(土日・祝祭日・年末年始を除きます)

### この商品に係る指定紛争解決機関は、(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)  
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

### 法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務処理を記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる税務処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に税務処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。アイエヌジー生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者にぜひ必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回)について
- 告知義務について
- 保険金・年金・給付金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について
- ご契約の復活について

#### 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアイエヌジー生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアイエヌジー生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するアイエヌジー生命の承諾が必要になります。生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、右記照会先までご連絡ください。

保険種類をお選びいただく際には、

「アイエヌジー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている定期保険です。

「保険種類のご案内」はアイエヌジー生命の社員・募集人またはサービスセンターにご請求ください。

(引受保険会社)

### アイエヌジー生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート26F  
TEL.03-5210-0300  
インターネットホームページ <http://www.ing-life.co.jp>

(募集代理店)

サービスセンター フリーダイヤル：0120-521-513  
受付時間：9:00～17:00(土日・祝祭日・年末年始を除きます)  
インターネットでのお問い合わせ：<http://www.ing-life.co.jp>

アイエヌジー生命の

## 低解約返戻金型定期保険



# Smart Term L

スマートタームエル

### 商品パンフレット

### 特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

ING 

2011年4月作成

保障内容

経営者に必要な大型保障を長期間にわたって準備できます。

病気や不慮の事故による  
経営者の万一のとき

- 死亡保険金
- 高度障害保険金

保険料

低解約返戻金期間を設けたことにより、保険料が割安です。

法人契約の場合、一定条件のもと保険料の2分の1を損金扱いすることができます。

- 「低解約返戻金期間の効果」については…… P3-解説①へ
- 「保険料の取扱い」については P4-参考①へ
- 「税務処理」については…… P4-参考②へ

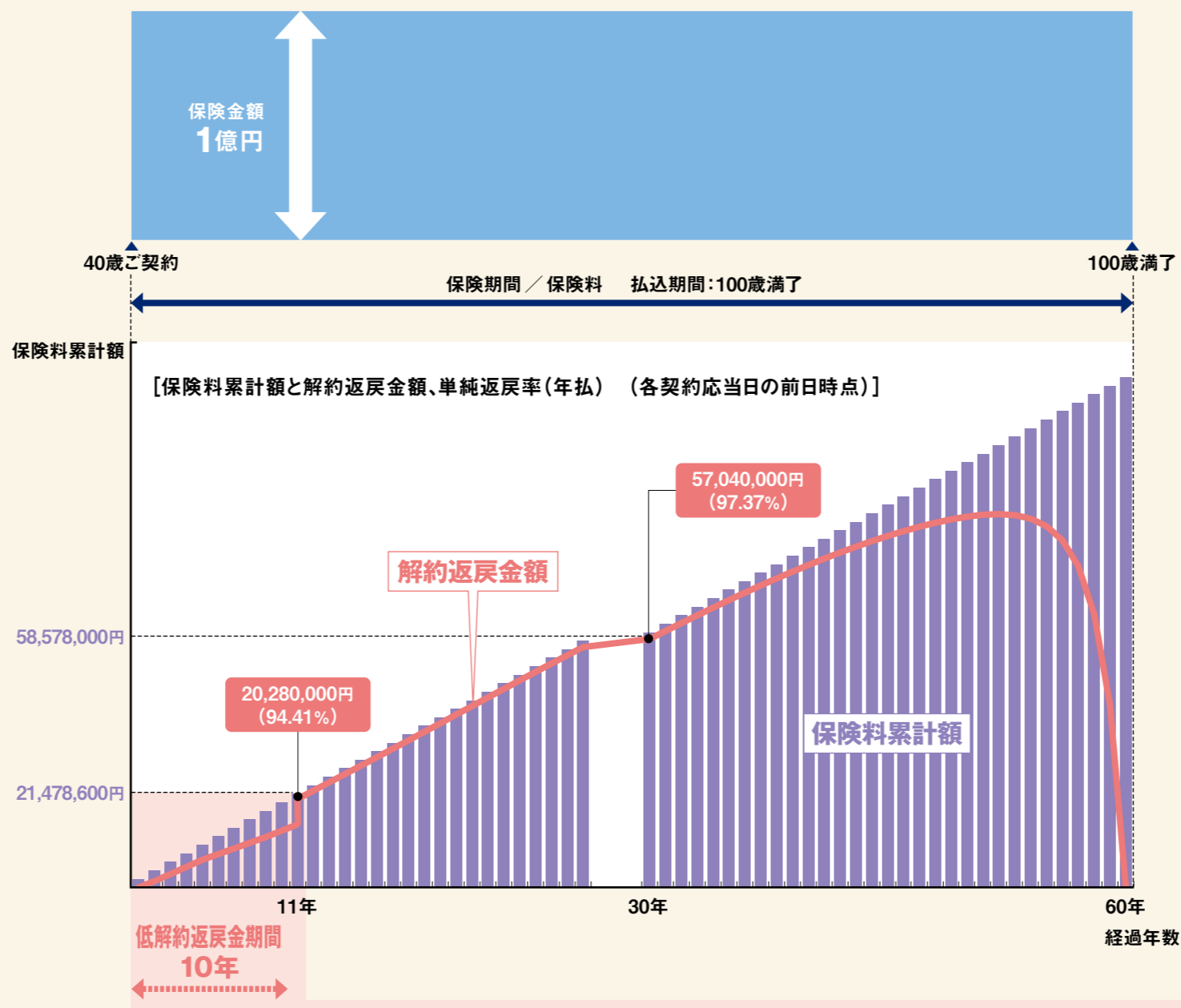
税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

低解約返戻金型定期 保険のしくみ・イメージ

自在な商品設計で100歳までの長期保障を効率的に実現します。

[ご契約例] 全期払

| 保険種類        | 性別・年齢  | 保険期間   | 保険料払込期間 | 低解約返戻金期間 | 保険料払込方法 | 保険金額 | 年払保険料      | 月払保険料(口座振替扱) |
|-------------|--------|--------|---------|----------|---------|------|------------|--------------|
| 低解約返戻金型定期保険 | 男性・40歳 | 100歳満了 | 100歳迄   | 10年間     | 年払      | 1億円  | 1,952,600円 | 170,200円     |

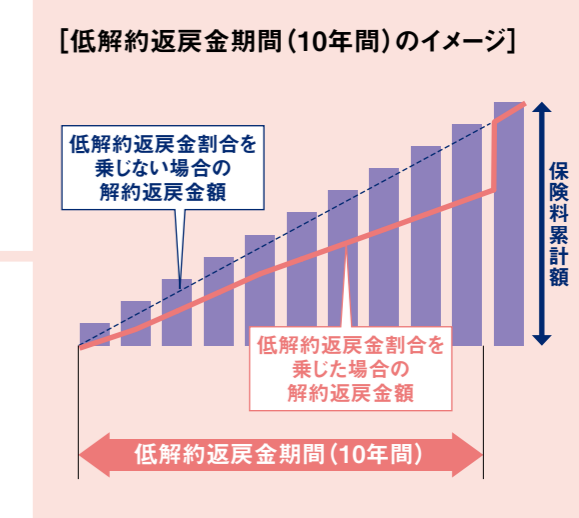


解約返戻金

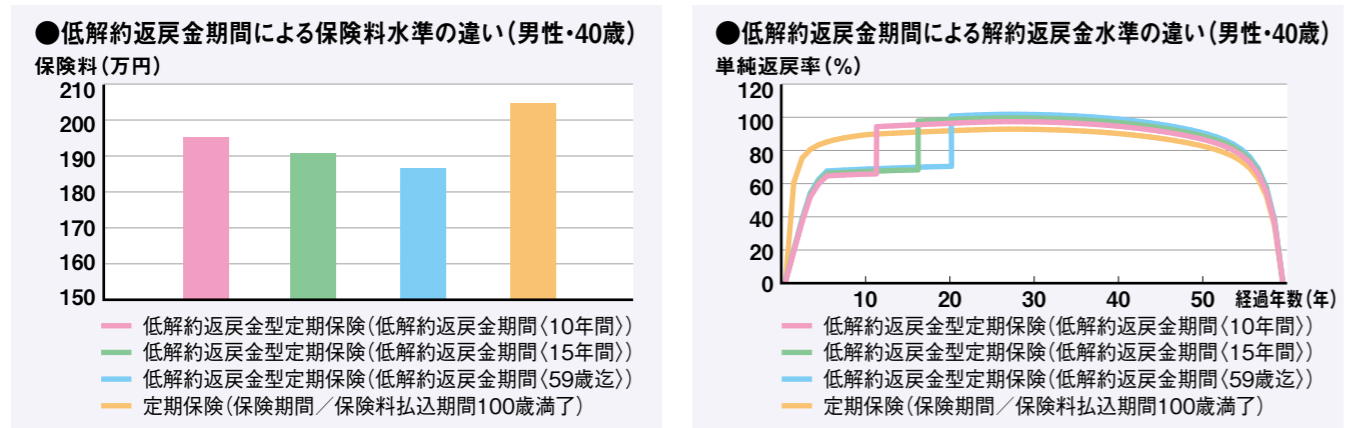
低解約返戻金期間経過後は解約返戻金の活用も期待できます。

解約返戻金は期間の経過に応じて増加しますが、その後減少し、最終的にはなくなります。

低解約返戻金期間中の解約返戻金は解約返戻金を抑制しない場合の解約返戻金に低解約返戻金割合70%を乗じた額となります。



解説① 低解約返戻金期間の効果(年払) [P1-2のご契約例の場合]



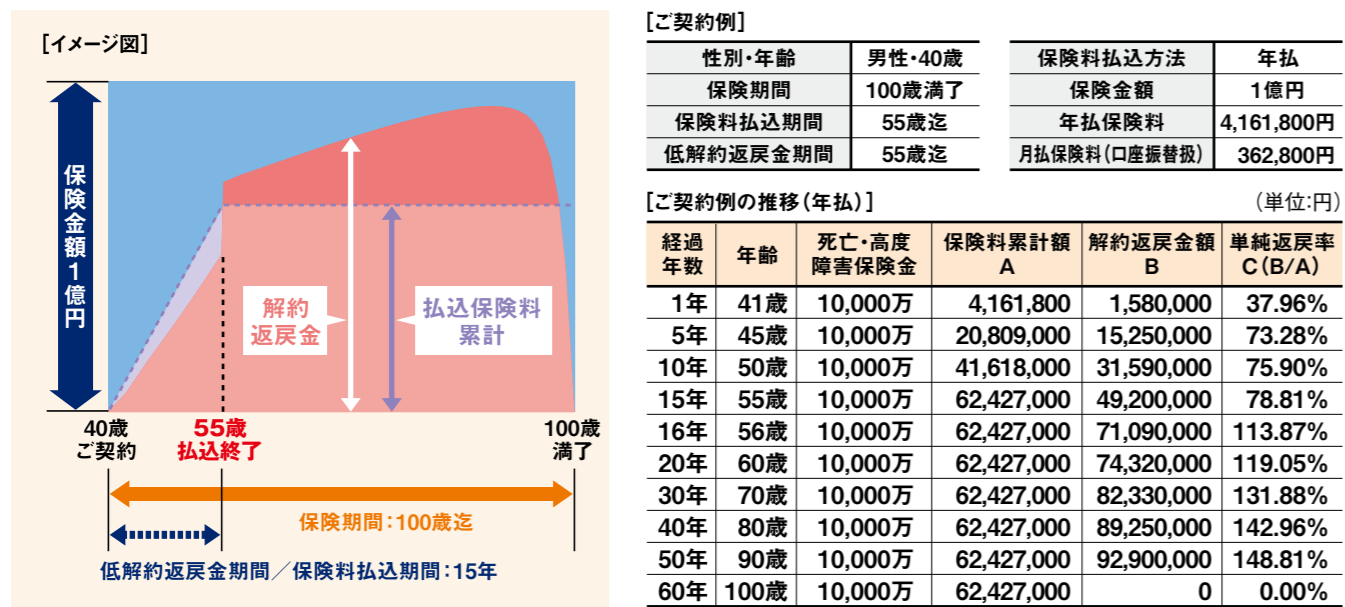
解説② ご契約例の推移(年払) [P1-2のご契約例の場合]

法人の実効税率を41%と仮定した場合(単位:円)

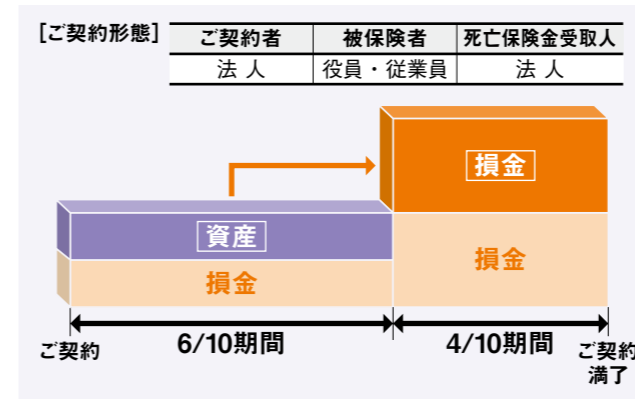
| 経過年数 | 年齢   | 死亡・高度障害保険金 | 保険料累計額 A    | 解約返戻金額 B   | 単純返戻率 C(B/A) | 効果額累計 D    | 実質負担額 E(A-D) | 実質返戻率 F(B/E) |
|------|------|------------|-------------|------------|--------------|------------|--------------|--------------|
| 1年   | 41歳  | 10,000万    | 1,952,600   | 0          | 0.00%        | 400,283    | 1,552,317    | 0.00%        |
| 5年   | 45歳  | 10,000万    | 9,763,000   | 6,320,000  | 64.73%       | 2,001,415  | 7,761,585    | 81.42%       |
| 10年  | 50歳  | 10,000万    | 19,526,000  | 12,870,000 | 65.91%       | 4,002,830  | 15,523,170   | 82.90%       |
| 20年  | 60歳  | 10,000万    | 39,052,000  | 37,690,000 | 96.51%       | 8,005,660  | 31,046,340   | 121.39%      |
| 25年  | 65歳  | 10,000万    | 48,815,000  | 47,530,000 | 97.36%       | 10,007,075 | 38,807,925   | 122.47%      |
| 30年  | 70歳  | 10,000万    | 58,578,000  | 57,040,000 | 97.37%       | 12,008,490 | 46,569,510   | 122.48%      |
| 40年  | 80歳  | 10,000万    | 78,104,000  | 74,030,000 | 94.78%       | 20,014,140 | 58,089,860   | 127.44%      |
| 60年  | 100歳 | 10,000万    | 117,156,000 | 0          | 0.00%        | 48,033,959 | 69,122,041   | 0.00%        |

※上記は各契約当日の前日時点の数値です。  
 ※効果額累計、実質負担額および実質返戻率は、法人の実効税率が41%で、税率が保険料払込期間満了まで継続するものと仮定して算出しています。  
 課税所得の変動もしくは税制の変更に伴い、法人の実効税率が変動する場合がありますので、ご注意ください。  
 ※効果額累計は、支払保険料の損金算入による税効果をあらわします。  
 ※実質返戻率は、実際の払込保険料に対する解約返戻率ではありません。また解約時受取金にかかる課税処理(雑収入・雑損失)については考慮していません。  
 ※効果額累計、実質負担額および実質返戻率は、上記の前提に基づいた想定数値です。

お払込みいただく期間を短く設定することもできます。 短期払



参考① 保険料の取扱いについて(法人契約の場合)



低解約返戻金型定期保険の保険料は左図のとおり取扱うことができます。

(1) 保険期間の6/10の期間  
 ・保険料の1/2は資産、残り1/2は損金として計上します。

(2) 保険期間の残り4/10の期間  
 ・保険料は全額損金算入となります。  
 ・保険期間6/10の期間中に資産計上してきた前払保険料部分は、残り4/10の期間で按分して損金に算入できます。

関係法令:昭62年直法2-2(例規)、平8年課法2-3(例規)改正、平20年課法2-3および課審5-18改正

参考② 税務処理(法人契約の場合)

保険料の税務処理 [P1-2のご契約例の場合]

| 保険料        | 契約年齢 | 保険期間／保険料払込期間 | ご契約形態 |      |          |
|------------|------|--------------|-------|------|----------|
|            |      |              | ご契約者  | 被保険者 | 死亡保険金受取人 |
| 1,952,600円 | 40歳  | 100歳満了(60年間) | 法人    | 役員   | 法人       |

保険期間の前半6割に相当する期間(1年目~36年目)  
 低解約返戻金型定期保険の保険料は、その1/2(976,300円)を前払保険料として資産に計上し、残額(976,300円)については損金算入します。  
 ※保険期間の前半6割相当期間の算出にあたって、1年未満の端数が生じる場合は、その端数を切捨てた期間となります。

| 借方    |          | 貸方    |            |
|-------|----------|-------|------------|
| 定期保険料 | 976,300円 | 現金・預金 | 1,952,600円 |
| 前払保険料 | 976,300円 |       |            |

保険期間の残り4割に相当する期間(37年目~60年目)  
 低解約返戻金型定期保険の保険料を全額損金算入するとともに、前半6割相当期間に資産として計上した前払保険料の累計額を、残余期間の経過に応じて均等に取崩し、損金算入します。

| 借方    |            | 貸方    |            |
|-------|------------|-------|------------|
| 定期保険料 | 3,417,044円 | 現金・預金 | 1,952,600円 |
|       |            | 前払保険料 | 1,464,444円 |

保険料の税務処理 [P3短期払のご契約例の場合]

| 保険料        | 契約年齢 | 保険期間   | 保険料払込期間     | ご契約形態 |      |          |
|------------|------|--------|-------------|-------|------|----------|
|            |      |        |             | ご契約者  | 被保険者 | 死亡保険金受取人 |
| 4,161,800円 | 40歳  | 100歳満了 | 55歳払済(15年間) | 法人    | 役員   | 法人       |

保険期間の前半6割に相当する期間(1年目~36年目)  
 ※保険期間の前半6割相当期間の算出にあたって、1年未満の端数が生じる場合は、その端数を切捨てた期間となります。

(1) 1年目~15年目の経理処理  
 低解約返戻金型定期保険の保険料のうち将来の保険期間にかかる前払部分を除いた残りの1/2(520,224円)を損金算入し、残り(3,641,576円)を前払保険料として資産計上します。

| 借方     |            | 貸方    |            |
|--------|------------|-------|------------|
| 定期保険料* | 520,224円   | 現金・預金 | 4,161,800円 |
| 前払保険料  | 3,641,576円 |       |            |

\*4,161,800円 × 15年 ×  $\frac{1}{60年 \times 12ヶ月} = 86,704円$   
 86,704円 × 12ヶ月 ×  $\frac{1}{2} = 520,224円$

(2) 16年目~36年目の経理処理  
 保険料払込期間中に将来の保険期間にかかる前払部分として資産計上した前払保険料の1年分の損金部分を取崩します。

保険期間の残り4割に相当する期間(37年目~60年目)  
 前半6割相当期間に資産として計上した前払保険料の累計額を、残余期間の経過に応じて均等に取崩し、損金算入します。

長期平準定期保険としての前半6割期間(36年間)での資産計上額: 520,224円 × 36年 = 18,728,064円  
 後半4割期間(24年)での取崩し額: 18,728,064円 ×  $\frac{1}{24年 \times 12ヶ月} = 65,028円$  65,028円 × 12ヶ月 = 780,336円  
 後半4割期間での取崩し額 + 将来の保険期間にかかる前払部分の取崩し額: 780,336円 + 1,040,448円 = 1,820,784円

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

契約概要にはご契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。



- この「特に重要なお知らせ(契約概要)」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「特に重要なお知らせ(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この商品はどうな保険なんだろう?

商品名は → P6-① 保険商品の名称へ  
簡単に言うと → P6-② 保険商品の特長へ  
ご契約例を見たいなら → P6-③ しきみ図へ  
保険金額や保険期間の取扱いは → P7-④ ご契約内容へ

こちらをご覧ください。

どんなときに保険金がもらえるの?

詳しくは → P7-⑤ 保険金のお支払事由

保険料の払込みが免除されることがあるらしいけど、どんなとき?

詳しくは → P7-⑥ 保険料のお払込み免除

生命保険には配当金があるんだよね?

詳しくは → P7-⑦ 配当金

この商品は無配当です。

もし解約したら、少しはお金が戻ってくるのかなあ。

はい。解約返戻金というものがありますよ。ただし、その金額が低めに設定されている低解約返戻金期間があるので注意してくださいね。

詳しくは → P8-⑧ 解約返戻金

病気だけでなく、事故も心配なんだけど...

特約で充実させる方法もありますよ!

詳しくは → P8-⑨ 付加できる主な特約

この商品の内容はよく理解できましたか?

1 保険商品の名称

低解約返戻金型定期保険

2 保険商品の特長

一定期間の万一(死亡・高度障害状態)のときの保障を確保できる、満期保険金のない商品です。なお、解約返戻金額が低く設定されている期間があるため、保険料が割安となっています。

3 しきみ図

全期払の場合



短期払の場合



※低解約返戻金期間、保険料払込期間は同一となります。

ご契約内容については **P7-契約概要④「ご契約内容」** をご確認ください。

4

ご契約内容

☑ 申込書などをご確認いただきたい項目

| ☑ 保険期間・保険料払込期間・低解約返戻金期間・契約年齢 |         |          |        |        |         |          |        |
|------------------------------|---------|----------|--------|--------|---------|----------|--------|
| 保険期間                         | 保険料払込期間 | 低解約返戻金期間 | 契約年齢   | 保険期間   | 保険料払込期間 | 低解約返戻金期間 | 契約年齢   |
| 100歳満了                       | 100歳迄   | 5年間      | 54～66歳 | 100歳満了 | 55歳迄    | 55歳迄     | 20～40歳 |
|                              |         | 10年間     | 20～65歳 |        | 56歳迄    | 56歳迄     | 20～41歳 |
|                              |         | 15年間     | 20～60歳 |        | 57歳迄    | 57歳迄     | 20～42歳 |
|                              |         | 20年間     | 20～55歳 |        | 58歳迄    | 58歳迄     | 20～43歳 |
|                              |         | 54歳迄     | 20～44歳 |        | 59歳迄    | 59歳迄     | 20～44歳 |
|                              |         | 55歳迄     | 20～45歳 |        | 60歳迄    | 60歳迄     | 20～50歳 |
|                              |         | 59歳迄     | 20～54歳 |        | 61歳迄    | 61歳迄     | 20～51歳 |
|                              |         | 60歳迄     | 20～55歳 |        | 62歳迄    | 62歳迄     | 20～52歳 |
|                              |         | 64歳迄     | 20～59歳 |        | 63歳迄    | 63歳迄     | 20～53歳 |
|                              |         | 65歳迄     | 20～60歳 |        | 64歳迄    | 64歳迄     | 20～54歳 |
|                              |         | 69歳迄     | 20～64歳 |        | 65歳迄    | 65歳迄     | 20～55歳 |
|                              |         | 70歳迄     | 20～65歳 |        | 66歳迄    | 66歳迄     | 20～56歳 |
|                              |         | 75歳迄     | 20～69歳 |        | 67歳迄    | 67歳迄     | 20～57歳 |
|                              |         | 100歳迄    | 20～78歳 |        | 68歳迄    | 68歳迄     | 20～58歳 |
|                              |         | 69歳迄     | 69歳迄   | 20～59歳 |         |          |        |
|                              |         | 70歳迄     | 70歳迄   | 20～60歳 |         |          |        |

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| ☑ 保険金額    | 50万円～7億円(単位:10万円)               |
| ☑ 保険料払込方法 | 年払、半年払、月払                       |
| ☑ 保険料払込経路 | 口座振替扱、郵便払込扱、銀行振込扱、団体扱、特別団体扱、集団扱 |

※保険金額、ご契約年齢により診査を受けていただきます。※ご契約年齢、付加する特約などにより上記の条件に制限があります。

※具体的なご契約内容につきましては、「申込書」にご記入いただきますので、お申込みの際には、この「特に重要なお知らせ(契約概要)」と「申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

5

保険金のお支払事由

| お支払いする保険金  | 保険金のお支払事由                 |
|------------|---------------------------|
| 死亡・高度障害保険金 | 保険期間中に死亡・所定の高度障害状態になられたとき |

※お支払事由に該当し保険金をお支払いした場合には、ご契約は消滅します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

6

保険料のお払込み免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によりその事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態になられた場合には、その後の保険料はお払込みの必要がありません。

※ご契約者・被保険者の故意または重大な過失などによって所定の身体障害の状態になられたときは、お払込みの免除をいたしません。(保険料のお払込みを継続していただきます。)

7

配当金

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8

解約返戻金

ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。なお、ご契約から一定期間の解約返戻金が低く設定されています。

| 保険期間 | 保険料払込期間 | 低解約返戻金期間                        | 低解約返戻金割合 |
|------|---------|---------------------------------|----------|
| 100歳 | 100歳    | 5・10・15・20年間                    | 70%      |
|      |         | 54・55・59・60・64・65・69・70・75・100歳 |          |
|      | 55歳～70歳 | 保険料払込期間と同一                      |          |

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」記載の「特にご留意いただきたい事項 低解約返戻金型定期保険の解約返戻金について」を必ずご確認ください。

9

付加できる主な特約

| 名称       | 特徴   |
|----------|--|
| 長期傷害保険特約 | <ul style="list-style-type: none"> <li>責任開始の時以後に発生した所定の不慮の事故による傷害または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に亡くなったときに、災害死亡保険金をお支払いします。</li> <li>責任開始の時以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として所定の障害状態になられたときに、障害給付金をお支払いします。障害給付金は障害状態の程度に応じて、災害保険金額に100%、70%、50%のうちいずれかの障害給付割合を乗じた金額をお支払いします。</li> <li>※障害給付金の支払割合は通算して100%を限度とします。なお、支払割合を通算して100%に達した場合、特約は消滅します。</li> <li>※災害死亡保険金と障害給付金(その障害給付金を支払うことにより、支払割合を通算して100%に達するときに限ります。)は重複して支払いません。</li> <li>※被保険者が災害死亡保険金のお支払事由以外の原因(たとえば、ガンなどの疾病)によりお亡くなりになった場合には、責任準備金をご契約者にお支払いします。</li> </ul> |

※長期傷害保険特約の特約保険料は生命保険料控除の対象外となります。

|          |   |
|----------|---|
| 年金支払移行特約 | 将来の死亡・高度障害保障にかえて、年金をお受取りいただくことができます。<br>※この特約はご契約時に付加することはできません。<br>※年金額は、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)をもとに計算されます。               |
| 指定代理請求特約 | 被保険者を受取人とする保険金などについて、受取人(被保険者)の方が保険金などを請求できない特別な事情があるときは、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が受取人(被保険者)の方の代理人として保険金などを請求することができます。 |

上記のほかにも、付加できる特約がございます。

※保険金のお支払事由である「所定の高度障害状態」や保険料のお払込み免除事由である「所定の身体障害の状態」、低解約返戻金期間の制限事項など、各種お取扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はアイエヌジー生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取扱いしている場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みに際しましては、この「特に重要なお知らせ(契約概要)」のほか、必ず「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

注意喚起情報には  
ご契約のお申込みに際して  
特にご注意いただきたい事項を  
記載しております。



- この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



1

## お申込みの撤回など(クーリング・オフ制度)

- 申込書を記入していただいた日、またはお申込みの撤回などに関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり・約款」など)の交付日もしくは第1回保険料充当金が着金した日の、いずれか遅い日からその日を含めて10日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
- 次の場合にはご契約のお申込みの撤回などはできません。
  - ・アイエヌジー生命が指定した医師による診査が終了した場合
  - ・債務履行の担保のための保険契約である場合
  - ・既契約の内容変更(特約の中途付加など)
- お申込みの撤回など(クーリング・オフ制度)のお手続き方法については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2

## 告知義務

ご契約の申込書・告知書は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身でご署名・ご捺印をお願いいたします。

### ▼告知の重要性

- ご契約者や被保険者には現在の健康状態やご職業などについて告知していただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や、危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業などについて「告知書」でアイエヌジー生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。医師扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

### ▼告知受領権

- 告知受領権はアイエヌジー生命およびアイエヌジー生命が指定した医師が有しています。アイエヌジー生命の生命保険募集人(代理店を含みます)・生命保険面接士は告知受領権がなく、アイエヌジー生命の生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。そのため、アイエヌジー生命所定の書面(告知書)にご記入ください。

### ▼告知内容などの確認

- アイエヌジー生命またはアイエヌジー生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

### ▼傷病歴などがある方への引受対応

- アイエヌジー生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。(お引受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減支払い」「特定障害の不担保」などの特別な条件をつけてお引受けすることもあります。)

### ▼告知が事実と相違する場合

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であればアイエヌジー生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
  - 責任開始日または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
  - ご契約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。(ただし、「保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金をお支払いすることまたは保険料のお払込みを免除することがあります。)
- この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。

### 上記のご契約の解除の場合以外にも、 ご契約の締結状況などにより、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- ・告知義務違反によるご契約の解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。
- ・また、すでにアイエヌジー生命にお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

### 「現在のご契約の解約、減額を前提とした、新たなご契約」をご検討のお客さまは 以下の事項にご留意ください。

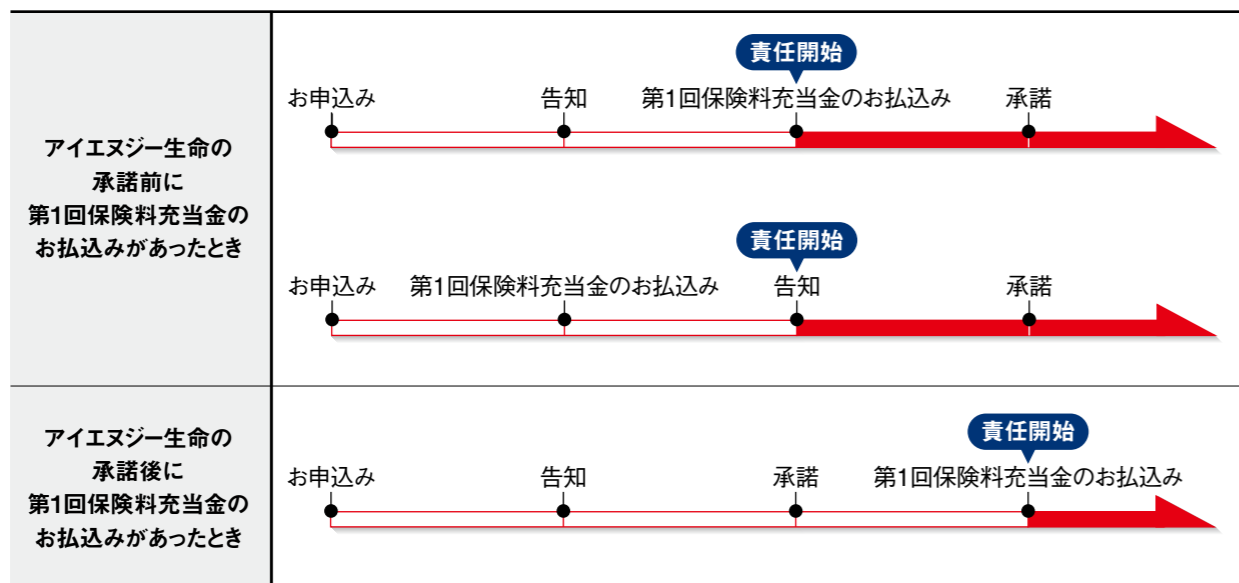
- ・新たなご契約については、一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反によるご契約の解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。



### 3 責任開始期

アイエヌジー生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料充当金をアイエヌジー生命が受領した時(告知前に受領したときは告知の時)からこのご契約上の責任が開始されます。

○責任開始期について図示すると次のとおりとなります。



#### ▼生命保険募集人の権限

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアイエヌジー生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアイエヌジー生命が承諾したときに有効に成立します。

### 4 保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除ができない場合

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合
- 告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- 保険金・給付金詐取目的による事故招致(未遂を含みます。)など重大事由により、ご契約が解除された場合

#### ▼その他、保険金・給付金のお支払いができない場合

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺や、ご契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失によりお支払事由に該当した場合など
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過し、ご契約が効力を失った場合
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合、または不法取得目的によりご契約が無効となった場合

#### ▼その他、保険料のお払込みの免除ができない場合

- ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により保険料のお払込みの免除事由に該当した場合など

保険金・給付金のお支払いができない場合の具体的な事例については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活

- 保険料は、あらかじめ定められた方法で払込期月(保険料をお払込みいただく月)中にお払込みください。
- 払込期月中に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、猶予期間が設けられています。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎますとご契約は効力を失います。ただし、失効してから「3年」以内(新特別条件特約が付加されているご契約の場合は「2年」以内)であれば、アイエヌジー生命の定める手続きを取っていただいたうえで、ご契約の復活のお申し込みができます。この場合、改めて告知が必要であり、ご契約によってはさらに診査が必要となります。
- ご契約の復活をアイエヌジー生命が承諾した場合には、告知、延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- ただし、解約返戻金のご請求があった場合や健康状態によっては、ご契約の復活はできません。



6

## 解約と解約返戻金

- お支払いいただいた保険料は預貯金と異なり、一部は保険金・給付金のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費に充てられます。したがって、解約されますと、解約返戻金は多くの場合、お支払い保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険の種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

7

## 業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。

8

## 生命保険契約者保護機構

- アイエヌジー生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。
- 詳しくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。  
「生命保険契約者保護機構」TEL.03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



9

## ご契約の乗換え時の注意事項

- ▼現在のご契約を解約、減額したうえで新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記のようにお客さまにとって不利益な事項もあります。
- 解約、減額された際に支払われる解約返戻金は、多くの場合、お支払い保険料の合計額より少ない金額となること。
- 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。

10

## 保険金・給付金のお支払いに関する手続きなど

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・アイエヌジー生命ホームページ(<http://www.ing-life.co.jp/>)に記載しておりますので、ご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、すみやかにアイエヌジー生命サービスセンターまでご連絡ください。
- アイエヌジー生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができませんおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者の同意を得てあらかじめご契約者に指定された指定代理請求人がご請求することができます。(詳しくは、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

お申込みに際しましては、この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」のほか、必ず「特に重要なお知らせ(契約概要)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。